

豊中市公共施設等総合管理計画策定支援業務  
委託業者選定に係る公募型プロポーザル 募集要項

豊中市では、全市的な視点からの検討をふまえた市有施設の整備・管理運営・配置の最適化を図ることを目的として、平成 23 年（2011 年）7 月に「豊中市市有施設有効活用計画」（以下、現計画という。）を策定しました。また、平成 27 年（2015 年）3 月には現計画の IV 章、V 章について見直しを行うなど、現計画に沿いながら、市有施設の有効活用を推進してきました。

そうした中、平成 26 年 4 月、総務省より全国の自治体に「公共施設等総合管理計画」の策定要請がありました。その内容としては、インフラ施設も対象に、公共施設等の全体状況を把握した上で、施設総量の目標値を設定し、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化の計画的実施・管理の方策と体制を示すこと等、現計画に含まれていない事項の記載についても求められていることから、現計画の基本的方向性を引き継ぎながら、新たに「豊中市公共施設等総合管理計画」（以下、新計画という。）の策定を予定しています。

つきましては、新計画の策定にかかる支援業務を委託することとし、受注者選定にあたり下記のとおり公募型プロポーザルを実施します。

記

1. 当該業務の目的

本業務は、専門機関のノウハウや事例収集能力等を活用しながら、新計画の策定に向けた体制整備及び計画策定支援、計画の市民への周知を行うことを目的とします。

2. 当該業務の内容

(1) 件名

豊中市公共施設等総合管理計画策定支援業務

(2) 業務内容

別添「豊中市公共施設等総合管理計画策定支援業務 仕様書」のとおり。

(3) 契約期間

契約締結日から平成 29 年（2017 年）3 月 31 日

※契約締結日は平成 28 年（2016 年）5 月中旬を予定

(4) 予算額

委託料の上限は、8,640,000 円（消費税込）。

※見積額がこの範囲外の場合は失格となります。ご注意ください。

(5) 契約保証金

契約金額（消費税込）の 5%以上の金額を市に納付してください。

なお、市を被保険者とする履行保証保険契約の締結をもって、契約保証金の納付に代えることができます。

3. 参加資格

(1) 平成 27・28 年度豊中市指名競争入札参加資格を有すること。

(2) 豊中市が実施する事前説明会に出席していること。

(3) 平成 23 年度以降で、市有施設の有効活用やファシリティマネジメント等に関する計画の策定や見直し支援業務の履行実績を有すること。

(4) 企画提案書等の提出期日において、下記のすべての要件を満たす団体であること。

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ②会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）。
- ③民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- ④暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が、代表者若しくは準ずる地位に就任し、又は、実質的経営に関与している法人等でないこと。

#### 4. スケジュール

	事 務 項 目	日 時 (いずれも平成 28 年)
1	募集要項等の公表	3 月 25 日 (金)
2	現地説明会 (会場：第二庁舎 3 階大会議室)	4 月 4 日 (月) 14 時から ※1
3	質問事項の締切	4 月 11 日 (月) 12 時必着 ※2
4	質問事項への回答	4 月 15 日 (金) 17 時迄に回答
5	応募書類提出期限	4 月 22 日 (金) 必着
6	(一次選考結果通知)	4 月 27 日 (水) 通知予定 ※3
7	提案内容発表会 (会場：議会棟 2 階大会議室)	5 月 11 日 (水) 14 時から順次 ※4
8	結果通知予定日	5 月 13 日 (金) 発送予定
9	委託契約の締結予定日	5 月中旬 以降

※1：現地説明会へ参加される場合は、平成 28 年（2016 年）4 月 1 日（金）までに会社名・連絡先・参加者のお名前・参加人数を、電話・FAX または電子メールにて資産活用部施設活用課までご連絡ください（連絡先は本募集要項の最後をご覧ください。）。

※2：応募に関する質問はメールで受け付けます。質問のメールを送信した場合は、受信確認のため必ず資産活用部施設活用課までお電話にてご連絡ください。また、質問への回答は 4 月 4 日の現地説明会の参加者全てに同時にメールで送信します。

※3：応募書類提出者（以下「応募者」という。）が 5 社を超える場合、一次審査（書類選考）を行い、一次審査通過者 5 社による提案内容発表について審査を行います。応募者が 5 社以内の場合は一次審査を行わず、全応募者による提案内容発表について審査を行います。

※4：場所や時間などの詳細については、応募書類提出後にあらためて連絡させていただきます。

## 5. 応募方法

### (1) 提出書類の種類

No	提出書類	様式について
①	プロポーザル参加表明書	様式 1
②	業務提案書	任意様式
③	見積書	様式 2
④	見積の内訳書	任意様式
⑤	提案者の概要	様式 3
⑥	提案者の業務実績	様式 4
⑦	総括責任者・担当者の業務実績	様式 5

・各種様式は豊中市ホームページよりダウンロード出来ます。

### ※②業務提案書について

サイズは A4 で作成してください。提案内容については、仕様書の内容をふまえたものとしてください。

### (2) 提出部数

正本 1 部、副本 9 部

### (3) 提出形式

A4 版縦型左端綴（応募書類 10 部のうち 1 部は綴じずにクリップ等でとめて下さい。①参加表明書及び③見積書は正本 1 部（要押印）、残り 9 部はコピーで結構です。）

### (4) 提出期限

平成 28 年（2016 年）4 月 22 日（金）必着（持参の場合は、17 時 15 分まで）

※提出書類の分割提出は認めません。また、提出書類の不足、または提出期限未到達の場合、応募を無効とさせていただきます。

### (5) 提出方法

持参、郵送、宅配便のいずれかとします（持参の場合は、第二庁舎 5 階の資産活用部施設活用課に提出してください。ただし、豊中市役所の開庁日・開庁時間のみの受け付けとなります。）。

### (6) 提出書類の取り扱い

提出書類は、いかなる場合でも返却しません。

## 6. 選定方法

提案内容発表会において、提案書の内容を応募者に発表していただき、その内容や見積金額も含めて総合的に評価し、豊中市が最終的に優先交渉者を選定します。

なお、優先交渉者と契約に至らなかった場合は、次点の提案者を優先交渉者とすることもあります。

### (1) 審査手順

提出書類および提案内容の発表により、市が応募内容を評価・審査します。

※提案内容発表（プレゼンテーション）は、本業務の実施担当者（総括責任者を含む）が行うものとし、出席者は実施担当者を含めて 3 人までとします。

※時間配分は、発表 15 分、審査委員との質疑応答 15 分とします（制限時間を厳守してください。）。

※プレゼンテーションでは、パソコン（パワーポイント等）や OHP 等の視聴覚機器は使用しないでください。また、事前に提出頂いた資料以外の資料を用いることは認めません。事前に提出頂いた資料に基づいて説明を行ってください。

(2) 評価項目

企画提案書及びプレゼンテーションについては、以下の内容及び配点で採点します。

① 業者の評価

評価項目	評価基準	配点
業務実績	・事業者として過去 5 年間に（平成 23～27 年度）に国、または地方公共団体において本業務又は本業務と類似の業務実績があるか。	20
業務実施体制	・適切な人員配置がされているか。 ・総括責任者、担当者の本業務又は類似業務の実務経験の有無及び経験年数。	20
計		40

② 企画提案の評価

評価項目	評価基準	配点
業務工程	・適切な業務工程と役割分担が具体的に提案され、それらの実現可能性が十分であるか。	15
企画提案の内容	・仕様書の内容をふまえた上で、総務省の公共施設等総合管理計画策定の指針を十分理解し、その趣旨に沿った計画策定にかかる提案であるか。	15
	・市民への情報提供と意識調査の実施について、効果的かつ具体的な企画が提示され、明確な実施方法が示されているか。	30
	・庁内検討会議の進め方について、かつ庁内合意の形成に効果的な実施方法が示されているか。	30
	・外部のアドバイザーからの助言、提案の収集体制について、明確な実施体制が示されているか。	30
	・先進事例の情報提供について、新計画策定後の事業実施も見据え、自らの業務実績に基づく、民間活力や公民連携手法等に関する実践的なアドバイスが期待できるか。	30
	・仕様書にない独創的かつ具体的な提案がなされ、それらが有益と考えられかつ実現可能性が十分であるか。	20
計		170

③ 見積額の評価

評価項目	評価基準	配点
見積額	・見積額により点数を加算	40
① + ② + ③ 合計		250

(3) 審査結果の通知

審査結果は平成 28 年（2016 年）5 月 13 日（金）（発送予定）に郵送にて通知します。

(4) 審査結果の公表

審査結果については、全参加団体の名称と評価点を市ホームページにて公表します。

7. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費（提案書の作成、提出および説明会に関する費用など）は、応募者の負担とします。
- (2) 提出された書類の返却、提出期限以降における書類の差替え、及び再提出には応じません。また、提出期限以降における書類の追加及び修正も認めません。
- (3) 提出書類に記載された受託業務の担当者などは、発注者がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできません。
- (4) 提出された企画提案書は提案者に無断で使用しないものとします。但し、契約予定者の選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがあります。
- (5) 本プロポーザルの応募を取り下げの場合は、速やかに資産活用部施設活用課まで文書で通知してください。なお、取り下げによる不利益な取り扱いはいたしません。取り下げの場合は、辞退届（様式 6）の提出をお願いします。
- (6) 質問事項の締切以降、業務に係る質問は受け付けません。

8. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 本案件期間中に上記「3. 参加資格」で規定する資格に抵触するに至ったとき。
- (2) 法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行ったとき。
- (3) 提案上限額または下限額の範囲外の提案を行ったとき。
- (4) 提案内容発表会に欠席したとき。
- (5) 審査委員に対して直接・間接問わず故意に接触を求めたとき。
- (6) 他の提案者と応募提案の内容またはその意思について相談を行ったとき。
- (7) 採用者選定終了までの間に、他の提案者に対して提案内容を意図的に開示したとき。
- (8) 応募提案書類に虚偽の記載を行ったとき。
- (9) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合等で、審査委員会が失格と認めるとき。

9. 応募先・質問先・および問い合わせ先

〒561-8501 大阪府豊中市中桜塚 3-1-1

豊中市資産活用部施設活用課（豊中市役所 第二庁舎 5階）

（担当：大西）

T E L 06-6858-2745 F A X 06-4865-6157

E-Mail [fmteam@city.toyonaka.osaka.jp](mailto:fmteam@city.toyonaka.osaka.jp)